

アルボース介護老人保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

入所時に介護保険証の確認と利用日の記入をさせていただきます。また、退所時にも介護保険証の確認と利用終了日の記入をさせていただきますので、ご持参の上1階事務室に必ずお寄りください。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：当施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(1) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

① 保健施設サービス費（法定割合に準じて負担）

* 地域区分：伊勢崎市（7級地）に所在がある当施設のサービス費は
1 単位＝10.14 円となります。

多床室利用の場合（強化型）

要介護 1	818 単位（1 日）
要介護 2	892 単位（1 日）
要介護 3	954 単位（1 日）
要介護 4	1,010 単位（1 日）
要介護 5	1,065 単位（1 日）

従来型個室利用の場合（強化型）

要介護 1	739 単位（1 日）
要介護 2	810 単位（1 日）
要介護 3	872 単位（1 日）
要介護 4	928 単位（1 日）
要介護 5	983 単位（1 日）

外泊および試行的退所（出棟日と帰棟日を除き上記代金に代えて）

外泊時費用・・・ 362 単位（月に 6 日まで）

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 46 単位
 - 入所前後訪問指導加算Ⅰ・・・・・・・・450 単位
 - * 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合に算定
 - 入所前後訪問指導加算Ⅱ・・・・・・・・480 単位
 - * 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標および退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
 - 初期加算・・・・・・・・・・30 単位（入所後 30 日に限り）
 - 栄養マネジメント加算・・・・・・・・14 単位
 - 低栄養リスク改善加算・・・・・・・・300 単位
 - 再入所時栄養連携加算・・・・・・・・400 単位
 - 褥瘡マネジメント加算・・・・・・・・10 単位（月 1 回）
 - 排せつ支援加算・・・・・・・・100 単位（月 1 回）
 - 認知症ケア加算・・・・・・・・76 単位（認知症専門棟対応）
 - 認知症専門ケア加算Ⅰ・・・・・・・・3 単位
 - 認知症専門ケア加算Ⅱ・・・・・・・・4 単位
 - 療養食加算・・・・・・・・6 単位（1 食）
 - 夜勤職員配置加算・・・・・・・・24 単位（20 名に 1 名以上配置）
 - サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・・18 単位（介護福祉士 60%以上）
 - 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・所定単位数×0.039 単位
 - 経口移行加算・・・・・・・・28 単位（180 日に限り）
- （経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が行われた場合）
- 経口維持加算Ⅰ・・・・・・・・400 単位（月 1 回 6 月以内に限り）
 - 経口維持加算Ⅱ・・・・・・・・100 単位（月 1 回 6 月以内に限り）
- （経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を継続するための栄養管理が行われた場合）
- 口腔衛生管理体制加算・・・・・・・・30 単位（月 1 回）
 - 口腔衛生管理加算・・・・・・・・90 単位（口腔ケアを月 2 回実施で 1 回）
 - 短期集中リハビリテーション実施加算・・・・・・・・240 単位
 - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算・・・・240 単位（週 3 回実施）
 - 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位（入所日から 7 日を上限）
 - 若年性認知症入所者受入加算・・・・120 単位
 - 認知症情報提供加算・・・・・・・・350 単位（認センへの鑑別診断依頼）
 - 地域連携診療計画情報提供加算・・・・300 単位（医療機関との連携）
 - ターミナルケア加算・・・・・・・・1,650 単位（死亡日）
820 単位（死亡日以前 2～3 日）
160 単位（死亡日以前 4～30 日）
 - 所定疾患施設療養Ⅱ（肺炎・尿路感染症・带状疱疹）
475 単位（月に連続する 7 日を限度）

□ 緊急時施設療養費

(1) 緊急時治療管理・・・511 単位 (月に連続する3日を限度)

(2) 特定治療

□ かかりつけ医連携薬剤調整加算・・・125 単位(6種類以上内服されている方の減薬)

□ 退所時指導等加算

(1) 退所時指導加算 (1 月以上入所された方が退所の時)

□ 退所時情報提供加算・・・500 単位

□ 退所前連携加算・・・500 単位

(2) 訪問看護指示加算・・・300 単位 (1 回を限度)

② 居住費 (1 日あたり) 多床室利用の場合・・・500 円

従来型個室利用の場合・・・1,650 円

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》

利用者負担第 1 段階 0 円 (従来型個室利用の場合には、490 円)

利用者負担第 2 段階 370 円 (従来型個室利用の場合には、490 円)

利用者負担第 3 段階 370 円 (従来型個室利用の場合には、1,310 円)

③ 食費 (1 日あたり) 1,800 円 (朝食 550 円、昼食 650 円、夕食 600 円)

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》

利用者負担第 1 段階 300 円

利用者負担第 2 段階 390 円

利用者負担第 3 段階 650 円

(注) 市町村民税世帯非課税であって、

利用者負担第 1 段階 (老齢福祉年金受給者) (生活保護受給者)

利用者負担第 2 段階 (課税年金収入額と合計所得金額の合計 80 万円以下の方)

利用者負担第 3 段階 (第 2 段階以外の方・課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)

(2) その他の料金 (利用料)

① 日常生活品費 (リースタオル等) 100 円 (1 日)

② 教養娯楽費 (材料費) 100 円 (1 日)

③ 特別な療養室 (1 日あたり)

従来型個室 2,160 円 (税込) 2 人室 1,080 円 (税込)

④ 選択食費 (入所者が選択する特別な食事)

実費 (特別に材料を注文するため、実費をいただきます)

⑤ 理美容代 実費 1,500 円 (税込)

⑥ 私物洗濯代 (利用者・家族の状況に応じて対応します)

400 円 (洗濯機・乾燥機 1 回分)

⑦ 健康管理費 (インフルエンザ予防接種に係る費用等)

実費

⑧ 電気製品利用料（持ち込みの電化製品利用時）

1 品につき 50 円（1 日）

（3）お支払い方法

毎月 10 日以降に前月分、退所時には退所日までの利用料請求書を 1 階事務室にてお渡しいたします。お手数ですがお立ち寄りください。お支払いは、その月の 25 日までに現金またはお振り込みでお願いいたします。尚、お支払い後に領収証を発行いたします。